

岐阜県H T L V－1 母子感染対策検討会設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県におけるH T L V－1 母子感染について、妊婦に対するH T L V－1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発等の実施により、H T L V－1 母子感染対策の体制整備を図るため、岐阜県H T L V－1 母子感染対策検討会（以下「検討会」）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 妊婦に対するH T L V－1 抗体検査の適切な実施に関する事項
- (2) H T L V－1 母子感染に係る相談窓口に関する事項
- (3) H T L V－1 母子感染に関する普及啓発に関する事項
- (4) H T L V－1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項
- (5) H T L V－1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項
- (6) H T L V－1 母子感染対策の評価に関する事項
- (7) その他H T L V－1 母子感染対策の体制整備に関する事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に定める委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第5条 検討会は、県が必要に応じて、招集するものとする。

2 県は、必要と認めるときは、検討会に別表以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 検討会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、健康福祉部子ども・女性局子育て支援課に置く。

2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

岐阜県HTLV-1母子感染対策検討会名簿

【構成員】

	所 属
岐阜県周産期医療協議会	岐阜県周産期医療協議会代表
岐阜県医師会	岐阜県医師会代表
岐阜県産婦人科医会	岐阜県産婦人科医代表
岐阜県小児科医会	岐阜県小児科医会代表
血液内科医療専門家	岐阜大学医学部附属病院血液内科代表
小児医療専門家	岐阜大学医学部附属病院小児科代表
岐阜県助産師会	岐阜県助産師会代表
市町村代表	市町村保健活動推進協議会保健師部会代表

(敬称略、順不同)